

外国損害保険協会及び会員会社の火災保険・地震保険等の普及促進の取組み

2016 年 12 月 7 日
一般社団法人 外国損害保険協会

1. 地震保険の普及に向けた取組み

(1) 広報活動

地震保険の加入促進を目的として、毎年マス媒体(テレビ、ラジオ、新聞)による広報を実施している。(特に 9 月、1 月、3 月を中心に実施。)

また、ポスターを作成し、会員会社の支店・支社等に掲載して、お客様への呼び掛けを行っている。今年度のポスターは、8/24～来年 8/22 までの期間に亘り掲載している。これらの広報活動は、損保協会と共同・連携して実施している。

(2) 熊本地震への対応

4/14 および 4/16 に発生した熊本地震(震度7)については、現地の新聞(熊本日日新聞)に被災者へのお見舞い広告と合わせ、各社の連絡先(電話番号)を掲載した。

なお、熊本地震への対応も損保協会と共同で実施した。

(3) 内閣府防災推進協議会および防災推進国民会議の共催による「第 1 回防災推進国民大会」(8/27～8/28:東京大学本郷キャンパス)への参加

8/27～8/28に開催された「第1回防災推進国民大会」に参加すべく、会員会社へ呼び掛け、8/27 の損保協会主催の「防災シンポジウム(首都直下地震を想定したパネルディスカッション)」等へFNLIA会員会社と共に事務局も参加した。

(4) 地震保険制度創設 50 周年記念事業への後援

9/5に損保協会が主催した「地震保険制度創設 50 周年記念フォーラム」へFNLIAも後援し、当日は会員会社と共に事務局も参加した。

(5) 鳥取県中部地震への対応

10/21 に発生した鳥取県中部地震(震度 6 弱)については、現地の新聞(日本海新聞)に被災者へのお見舞い広告と合わせ、各社の連絡先(電話番号)を掲載した。

なお、鳥取県中部地震への対応も損保協会と共同で実施した。

(6) 2017 年 1 月からの地震保険の制度改定に向けた「地震保険パンフレット」の作成

2017 年 1 月から改定される地震保険制度(支払区分が現行の 3 区分から 4 区分に変更)について、契約者等への周知を図るため、パンフレットを作成し、代理店等への指導・教育を徹底させている。なお、これらの印刷物も、損保協会と共同・連携して対応している。

※ 支払区分については、現行の「半損(保険金額の 50%支払)」を「大半損(保険金額の 60%支払)」と「小半損(保険金額の 30%支払)」に分割したため、全部で4区分となる。

(7) 課題:地震保険の付帯率と普及率(世帯加入率)の向上策

・付帯率:59.3% (2014年度) ※ 60.2% (2015年度)

・普及率(世帯加入率):28.8% (2014年度)

※上記データは、損害保険料率算出機構にて取り纏められたものである。

広報活動における訴求ターゲットの選定[戸建、マンション(専有部分・共有部分)等]
代理店の募集活動への保険会社の支援強化など。

2. 火災保険(水災・風災)の普及に向けた取り組み(会員会社の取り組み)

(1) 自然災害への備えとして火災保険の「家財付帯推進チラシ」を作成

チラシでは、火災保険について「家財」付帯の必要性を訴求し、「①増加傾向にある自然災害、②ゲリラ豪雨・土砂崩れ、③建物の補償だけで充分と思いませんか？」等の文言を見出しにしてアピールしている。

(2) 自治体との防災・減災に関する連携

会員A社では、本年9月に「某自治体と防災・減災に関する協定」を締結し、①地域・学校の防災イベントに関する協力、②中小企業の防災・減災に備えた事業継続計画の支援、③企業向け地震保険の加入促進に関して連携・協力を図っている。

(3) 既契約のお客様への「火災保険ご加入状況のご案内」を送付

火災保険(建物、家財)および地震保険(建物、家財)の加入状況について、お客様毎に、契約内容の見直し・補償の充実を目的として案内状を送付している。

(4) 自動車保険(車両保険)での対応

会員B社では、自動車保険において、一般的には免責となる地震・噴火等による車両の損害を補償する商品を販売している。

以上